

国民健康保険関係功績者厚生労働大臣表彰被表彰者推薦基準

- 1 推薦人員枠 3人
- 2 国民健康保険関係役職員としての功績を通算する期間
 - (1) 都道府県職員として国民健康保険事業に従事した期間
 - (2) 保険者役職員(国民健康保険運営協議会委員を含む。)として国民健康保険事業に従事した期間
 - (3) 国民健康保険診療報酬審査委員会委員の期間
 - (4) 国民健康保険審査会委員の期間
 - (5) 国民健康保険団体連合会役職員の期間
 - (6) 国民健康保険中央会役職員の期間
 - (7) 全国国民健康保険組合協会役職員の期間
 - (8) 全国国民健康保険診療施設協議会役職員の期間
- 3 期間、年齢等の基準
 - (1) 原則として上記2に掲げる期間を通算して20年以上の期間(上記2(3)にあっては、原則として通算10年以上)を有する者であって、国民健康保険事業の発展に貢献した功績が特に顕著であり、他の模範と認められる者。
 - (2) 50歳以上
ただし、過去において国民健康保険事業に対する功績により、市町村長、県知事、国民健康保険団体連合会又は国民健康保険中央会の表彰を受けた者。(へき地医療功績者を除く。)
- 4 推薦基準
 - (1) 上記3の基準に該当するとして各保険者等から推薦のあった者について、以下の評価基準を参考として決定する。

点数	年齢	表彰歴	従事期間
5	71歳以上	県知事表彰	36年以上
4	65歳～70歳	国保中央会表彰	32年～35年
3	60歳～64歳	市町村長表彰	28年～31年
2	55歳～59歳	連合会理事長表彰	24年～27年
1	50歳～54歳	その他の表彰	20年～23年

- (2) 過去において、叙勲、国民健康保険事業に関する褒賞又は同趣旨の厚生大臣表彰を受けた者は除く。
- (3) 罪を犯した者、犯罪容疑者、社会的非難のある者、国民感情にそぐわない者は除く。